

## 下妻市いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身の男女の結婚のための活動を支援するため、一般社団法人いばらき出会いサポートセンター(以下「出会いサポートセンター」という。)に入会した者に対し、予算の範囲内において下妻市いばらき出会いサポートセンター入会補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、下妻市補助金等交付規則(昭和51年下妻市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時において市内に住所を有し、かつ、居住している20歳以上50歳以下の独身者
- (2) 令和3年3月1日以降に出会いサポートセンターに入会した者であって、申請時において退会していないもの
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 出会いサポートセンター入会登録料(以下「入会登録料」という。)について、過去に同様の補助制度による補助を受けていない者

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、入会登録料のうち、5,000円とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 出会いサポートセンター発行の領収書の写し
- (2) 独身証明書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付

の可否を決定したときは、いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(表面)

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

下妻市長 様

申請者氏名

㊞

いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付申請書兼請求書

いばらき出会いサポートセンター入会補助金の交付を受けたいので、下妻市いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

また、裏面の確認書に記載される全ての事項について、同意します。

氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
住 所	下妻市	
電 話 番 号		
メールアドレス		
補助金交付申請額 及び請求額	5,000 円	
入 会 登 録 日	年 月 日	
振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	種 類	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口座名義人	
添 付 書 類	・いばらき出会いサポートセンター領収書 (写し) ・独身証明書 (写し) ・その他 ( )	

(裏面)

いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付申請に係る確認書

**【確認事項】**

次の項目に該当することを確認してください。

- 1 申請日において市内に住所を有し、かつ、居住している20歳以上50歳以下の独身者である。
- 2 令和3年3月1日以降にいばらき出会いサポートセンターに入会した者であって、過去にこの事業による補助を受けていない。
- 3 市税等を滞納していない。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団と関係を有する者でない。
- 5 いばらき出会いサポートセンター入会登録料について、過去に同様の補助制度による補助を受けていない。

**【誓約・同意事項】**

- 1 申請内容の審査のため、申請者の住民登録、市税等の納付状況等を市が公簿により確認を行うことに同意します。
- 2 この申請書は、市において交付決定した後は、補助金の請求書として取り扱うことに同意します。
- 3 補助金の交付決定後、本書に記載された振込口座等の記載内容不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、会計年度末日までに申請者に連絡及び確認ができない場合は当該申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 4 補助金の交付後、補助金の交付要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還します。
- 5 責任の所在にかかわらず、補助金を2回以上受領した場合は、2回目以降に受領した補助金を返還します。
- 6 婚活活動の結果を市に報告することについて誓約します。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

下妻市長



いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったいばらき出会いサポートセンター入会補助金については、下妻市いばらき出会いサポートセンター入会補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり交付します。

(1) 交付決定額 円

(2) 振込予定日

2 次の理由により交付しません。

(理由)